

5. 瀬戸市

19 瀬生第 295 号
平成 19 年 10 月 19 日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

瀬戸市長 増岡錦也

平成19年8月16日付けで提出された介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対して、下記のとおり回答します。

記

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回 答】

憲法の趣旨を踏まえ、また、「住民の福祉の増進」を図ることが法の目的であり、今後も自治体の責務を果たしていきたいと思います。

(担当:社会福祉課)

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

① 住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

【回 答】

現状では受領委任払い制度の導入は難しいと考えておりますが、検討を進めます。

② 障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

【回 答】

身体障害者手帳などの交付を受けた方以外でも、介護認定を受けている方で、

- ・ 6ヶ月以上寝たきりの状態で、食事・排便などの日常生活に支障のある65歳以上の方
- ・ 知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある65歳以上の方については、障害者控除の対象としています。

イ すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回 答】

すべての要介護認定者に、案内書を送付しています。

ウ 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

【回 答】

「広報せと」に記事を掲載して、周知しています。

(以上 担当:高齢者福祉課)

③ 福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

【回答】

現物給付化については、現時点では考えておりません。自動払いについては、平成16年9月(平成16年5月診療分)から実施しております。

④ 老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

【回答】

老人保健で実施している事業のため、制度上自動的に除くことはできません。(申請書・お知らせ等を郵送し申請していただいております。)

⑤ 2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いしてください。

【回答】

1年に1回の申請になる予定のため、自動払いはできません。

⑥ 子どもの医療費助成制度を償還払い実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

【回答】

平成18年4月から入通院とも現物給付化を実施しております。

⑦ 国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

【回答】

国民健康保険料2割軽減については、対象者に申請書を個別送付しております。減免については、災害その他特別の理由により生活が著しく困難となった者に対し罹災情報等の情報収集は行っておりますが条例等の規定に従って行っており対象の把握を網羅することは困難です。

⑧ 出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

【回答】

既に実施しております。

(以上 担当:国保年金課)

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

【回 答】

介護保険制度は、第1号被保険者と呼ばれる65歳以上の高齢者、第2号被保険者と呼ばれる40歳から64歳までの健康保険加入者の方に負担・納付いただく介護保険料と、国が定めた国・県及び市の負担割合による公費によって賄うこととされております。陳情の保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から更に繰り入れることは適正な介護保険制度の運営を損なうことからも考えておりません。

② 介護保険料について

- ★ア 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
イ 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

【回 答】ア、イ

介護保険料につきましては、第2期第2所得段階(市民税非課税世帯)をさらに2つに区分して低所得の方への配慮がされたことを鑑みて、減免につきましては、3原則(保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免・一般財源の投入を行わない)の遵守を原則とし、法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

③ 利用料について

- ★ア 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【回 答】

利用料については、利用者負担が著しく高額になる部分には、政令で定める上限額を超える分を高額介護サービス費として支給しており、独自で減免制度を実施することは考えておりません。

- イ 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

【回 答】

平成17年10月制度改正で高額介護サービスの見直しがあり、利用者負担第2段階の方についてはこの上限額が引き下げられ、低所得者に対しては制度として考慮されていると考えます。

- ウ 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

【回 答】

所得の低い方には、居住費・食費の負担額を低く設定されており、独自で減免制度を実施することは考えておりません。

④ 要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

【回 答】

福祉用具貸与サービスは、もともと身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスであり、軽度者におきましても、一定の要件を満たす方につきましては利用することができますのでケアマネジャーの適切なケアプランに沿って利用していただいていると考えます。

⑤ 地域包括支援センターについて

★ア 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

【回 答】

市内の各地区の高齢者人口などを勘案して、身近なところで利用できるよう、7か所に地域包括支援センターを設置するとともに、人員も各センターに3人以上を配置しております。

イ 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

【回 答】

行政内に地域包括支援センターの統括部署を設け、関係機関との連携の基に諸問題に対応しております。

ウ 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

【回 答】

委託料については、その業務内容、業務量等を勘案し検討していきたいと考えております。

⑥ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

【回 答】

第3期介護保険事業計画をもとに、今後とも民間活力を取り入れた施設整備等の拡充に努めていきたいと考えております。

⑦ 人材確保と質の向上のために

ア ヘルパー やケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

【回 答】

ホームヘルパー養成研修は民間参入が進み、民間事業者などにより実施されており、瀬戸市は現在実施しておりません。

なお、ケアマネージャーに対する研修につきましては、ケアプラン指導研修等時実施していきたいと考えております。

イ 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

【回 答】

介護労働者の処遇が適切に行われるよう機会があるごとに労働基準監督署等に働きかけていきたいと思います。

(以上 担当:高齢者福祉課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

【回 答】

地域支援事業の事業費については、介護予防の観点から一部介護保険料を充てますが、国、県及び市も応分の負担をすることとなっています。

- ② 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回 答】

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、それに類する世帯の内、食事の調理が困難な方を対象に、昼食・夕食を含めて週最大6回まで栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行なう食の自立支援事業を引き続き実施していきます。

なお、ふれあい会食につきましては、地区社会福祉協議会が実施しております。

- ③ 独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

【回 答】

独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助については、資源リサイクルセンターで「ふれあい収集」として平成17年4月から実施しています。

- ④ 要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

【回 答】

介護福祉手当は、介護費用の負担軽減を図るため、要支援から要介護5までの認定を受けた低所得世帯の方に月額2,500円を支給しておりますが、金額の引き上げについては考えておりません。

- ⑤ 住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

【回 答】

市独自の住宅改修の上乗せ(増額)は考えておりません。

- ★⑥ 介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

【回 答】

現在、瀬戸市福祉保健センターに開設されている瀬戸市老人福祉センターでは、各地区の利用者をバスで送迎しており、老人福祉センターを利用していただくことにより、高齢者の生きがいづくりの一助となっていると考えております。また、宅老所については、委託により市内に3か所設置(内1か所は10月開設)しており、高齢者の楽しみの場として利用していただいていると考えております。

(以上 担当:高齢者福祉課)

2 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

- ★① 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

【回 答】

税制改正に伴う介護保険料、国民健康保険料の負担増を軽減することについて、市独自の対策を実施する予定はありません。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

【回 答】

減免につきましては、3原則(保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免・一般財源の投入を行わない)の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、これまでと同様に実施してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険料の減免は、災害その他特別の理由により生活が著しく困難となつた者に対し条例等の規定に従って行っています。

(以上担当:高齢者福祉課、国保年金課)

3 高齢者医療の充実について

★① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

【回 答】

市単独で拡大することは、現時点では考えておりません。

② 福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回 答】

後期高齢者医療費助成制度に定められた年齢等で実施します。

★③ 後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

【回 答】

保険料の賦課については、広域連合で行われるため、市独自の減免を設けることはできません。

また、資格証明書等の発行は被保険者間の負担の公平・公正を図っていくうえからも必要と考えております。

(以上 担当:国保年金課)

4 子育て支援について

★① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回 答】

乳幼児医療費助成制度は、平成18年4月から、就学前まで入通院医療費助成を実施しております。市単独での拡大については、現時点では考えておりません。

→懇談にて回答へ訂正「入院は中卒まで、通院は小学3年まで拡大予定」(担当:国保年金課)

★② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回 答】

無料健診を拡大する方向で検討中です。

③ 妊産婦医療費無料制度を新設してください。

【回 答】

現在のところ医療費の無料化については、考えておりません。

(以上 担当:健康課)

④ 就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回 答】

準要保護児童生徒就学援助費については、平成17年度から市へ財源委譲されており、市の負担は増えている状況にありますので、就学援助制度の拡充は難しいと考えています。

申請の受付については、学校だけでなく市の窓口である学校教育課においても、随時受け付けています。

(担当:学校教育課)

5 国保の改善について

① 制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

【回 答】

「社会保障及び国民保健の向上」を図ることが法の目的であり、保険制度の運用においては、被保険者の「公平な負担」等は必要と考えております。

★② 保険料(税)について

ア 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回 答】

保険料の減免制度の拡充は、低所得者層の一時的な負担能力の低下だけでなく、中間所得者層に対しても適用することを視野に、平成12年4月に減免基準の見直しを行ったところであり、現在のところ拡充は考えておりません。

なお、平成15年度より、低所得者層に対する保険料軽減を7割・5割・2割に拡充し、負担軽減を行っているところです。

イ 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回 答】

均等割は、世帯に属する被保険者数で賦課しており、一部の方を対象外とすることは考えておりません。

ウ 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

エ 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

【回 答】ウ、エ

現在のところ減免基準の見直しは考えておりません。

★③ 保険料(税)滞納者への対応について

ア 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入

者には、正規の保険証を交付してください。

【回 答】

資格証明書の発行は、国保の被保険者間の負担の公平・公正を図っていくうえからも、法に基づいた対応と考えています。なお、発行前には、資格証明書については、特別な事情等の把握や弁明の機会の付与をしており、また、短期保険証についても、事前に納付相談を行っています。

イ 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回 答】

滞納処分の実施にあたっては、事前に加入者の生活実態の把握に努めています。

ウ 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

【回 答】

保険料を滞納している市民に対して、今まで高額療養費の申請の際行っていた納付勧奨が、行えなくなるため、従来通りの取り扱いを変更する考えはありません。

④ 国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

【回 答】

年金制度を維持していく上で年金保険料未納は大きな問題と認識しております。今後、県下各市の状況を確認し対応したいと考えています。

⑤ 一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

【回 答】

ケースワーカー対象の会議で周知に努力しております。

⑥ 国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

【回 答】

新設する考えはありません。

(以上 担当:国保年金課)

6 生活保護について

① 生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

【回 答】

平成18年度の相談件数は、273件で申請は74件でした。相談と申請件数の差は、他法・他施策(障害年金、失業保険等)に該当した方や生活保護基準に該当しない方の相談が主でありました。市としましては、相手の立場を重んじ誠心誠意相談に応じ、対応をしております。

(担当:社会福祉課)

7 障害者施策の充実について

- ① 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

【回答】

資産要件につきましては、本年4月の軽減措置の拡大(単身:350万円→500万円、世帯:100万円/人→1,000万円/世帯)と対象者枠を「社会福祉法人減免」から「給付費」とするなど緩和された状況でもあり、現段階では撤廃は考えておりません。

- ② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】

現状の福祉サービスに対する支給量を維持するため、ご要望いただいた2項目について市独自の軽減策を講じる考えはありません。

- ③ 移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

【回答】

恒常的、長期的支援についての公的サービス支援には限界があると考えています。利用時間の上限については財源の確保との兼ね合いから必要なものと認識しています。ただし、家庭環境などを勘案し必要がある場合は、通園・通学については月20時間の利用基準を確保しており、状況によっては基準を超えて認めることも可能となっております。

★④ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

【回答】

医療費は障害の有無に関係なく発生するものです。障害に関する医療については、自立支援医療により支援がなされているところでありますので、対象の拡大は考えておりません。

- ⑤ 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

【回答】

介護給付、訓練等給付など、障害者自立支援法に規定されたサービスは、市域を超えて広く利用されるものであるため、国基準を遵守すべきと考えます。そのため、障害児だけの軽減は考えておりません。なお、本市が運営している知的障害児通園施設(のぞみ学園)の市民利用については、従前の利用料を上回らないよう軽減策を講じているところです。

- ⑥ 学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

【回答】

現状あるサービスの有効利用によるもので対応をお願いするものです。そのため、本市では、長期休暇など時期的対応として支給量の増を認めているところです。

移動支援につきましては、余暇活動として小学生以下は月10時間、その他は20時間の利用基準を確保しておりますが、必要性が認められれば、基準を超えた支給が可能となっております。

⑦ 地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

【回 答】

小規模作業所への運営委託は、地域活動支援センターへの移行を前提に、県補助基準額でお願いするものであり、人件費補助を加える考えはありません。

地域活動支援センターについては、事業者の申請による指定制をとっていますので、現在の事業費額でお願いをするものです。なお、事業費額については当初、実施予定事業者と協議した上で定めたものです。

(担当:社会福祉課)

8 健診事業について

★① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

【回 答】

健診事業に対する応分の負担は、やむを得ないものと考えております。ちなみに、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除をしております。

実施期間については、医師会・歯科医師会との話し合いの中で、個別方式で6月・7月・9月及び10月の4か月間を健(検)診期間としていますが、これを変更する考えはありません。

② 歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

【回 答】

20歳以上の方を対象とした歯周病予防健診を毎月2回集団方式で実施しているほか、歯科節目健康診査では、今年度、30歳から70歳の方のうち5歳ごとに対象を拡大したところです。

③ 子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

【回 答】

適正な受診間隔として2年に1度実施していますが、子宮がん検診については、一部、毎年実施しています。

④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

【回 答】

平成18年度から実施しています。

(以上 担当:健康課)

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1 国に対する意見書・要望書

① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

【回 答】

年金改定は、将来の現役世代の負担を過重なものとしないようにするとともに、高齢期の生活を支える公的年金としてふさわしい給付水準を確保するためのものであります。

また、短期保険証につきましては、国民一人一人が、社会全体での世代間扶養を保険料納付という自助努力の下で行う公的年金の重要性を理解し、この仕組みを守り育てていくこと

が必要と考えます。

国民年金を将来にわたって安定的に持続させるため、国に対し意見書等を提出する考えはありません。

② 後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調し、進んでいきたいと考えます。

(以上 担当:国保年金課)

③ 介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

【回 答】

愛知県市長会、東海市長会及び全国市長会を通して、国庫負担(調整交付金)のあり方、また、低所得者対策の財源確保等について、他市とともに要望に努めてまいりたいと考えております。

(担当:高齢者福祉課)

④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回 答】

愛知県構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

(担当:健康課)

⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。

【回 答】

消費税に関しては、見直しの方向が明らかになっていないため、意見書・要望書を提出することについては考えておりません。

(担当:経営課)

2 愛知県に対する意見書・要望書

① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

② 福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

③ 後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

- ⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

- ⑥ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、進んでいきたいと考えます。

(以上 担当:国保年金課)

- ⑦ 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

【回 答】

現段階では撤廃は考えておりませんので、県に対して要望は現時点では行いません。

(担当:社会福祉課)

3 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、働きかけていきたいと思います。

- ② 低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、働きかけていきたいと思います。

- ③ 保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

- ④ 健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、働きかけていきたいと思います。

- ⑤ 県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

【回 答】

愛知県下構成市町村と協調して、働きかけていきたいと思います。

(以上 担当:国保年金課)